

第3796号議案から

第3798号議案まで

第231回

福岡県都市計画審議会議案

平成29年11月2日

ホテルレガロ福岡

第231回福岡県都市計画審議会議案

議案番号	議案名	ページ
第3796号	田主丸都市計画区域の指定(福岡県指定)について	1~3
第3797号	筑後中央広域都市計画区域の変更(福岡県指定)について	4~6
第3798号	筑後都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(福岡県決定)について	7~112

第3796号議案

29都第2097号
福岡県都市計画審議会 殿

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第3項の規定に基づき、次の事項について付議します。

田主丸都市計画区域の指定（福岡県指定）について

平成29年11月2日

福岡県知事 小川 洋

田主丸都市計画区域の指定

田主丸都市計画区域を次のように指定する。

1 都市計画区域の名称

田主丸都市計画区域

2 都市計画区域に含まれる土地の区域

福岡県久留米市田主丸町秋成、田主丸町朝森、田主丸町石垣、田主丸町以真恵、田主丸町恵利、田主丸町上原、田主丸町志塚島、田主丸町菅原、田主丸町鷹取、田主丸町竹野、田主丸町田主丸、田主丸町地徳、田主丸町常盤、田主丸町豊城、田主丸町中尾、田主丸町長栖、田主丸町野田、田主丸町殖木、田主丸町船越、田主丸町牧、田主丸町益生田、田主丸町森部、田主丸町八幡及び田主丸町吉本の全部

3 指定の理由

別紙のとおり

指定の理由

田主丸地区（旧浮羽郡田主丸町の区域をいう。以下同じ。）は、久留米市東部に位置し、北側は筑後川、南側は耳納山地に面した地域である。平成20年3月に自然公園の特別地域、保安林区域等を除く旧田主丸町全域に準都市計画区域を指定し、一定規模以上の開発を抑制し、土地利用の整序と環境の保全を行ってきた。しかしながら、田主丸総合支所が位置する市街地においては、人口減少及び少子高齢化の進行が顕著であり、また、市街地近郊では、国道210号バイパス沿線等への商業施設の進出など幹線道路沿線へと生活利便施設が拡散しており、市街地における活力の低下が懸念されている。

そこで、久留米市は、平成24年に合併後、市全域を対象として久留米市都市計画マスタープランを策定し、その中で市中心部を「中心拠点」、田主丸地区を含む周辺の7か所を「地域生活拠点」と位置付け、それぞれの拠点性を高めるとともに、各拠点間の連携を強化する「コンパクトな拠点市街地の形成と拠点をネットワークする都市構造」を目指している。

このため、今回、田主丸地区を対象として都市計画区域の指定を行い、地域の特性に応じた都市づくりを行うこととする。

第3797号議案

29都第2097号
福岡県都市計画審議会 殿

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項の規定において準用する同条第3項の規定に基づき、次の事項について付議します。

筑後中央広域都市計画区域の変更（福岡県指定）について

平成29年11月2日

福岡県知事 小川 洋

筑後中央広域都市計画区域の変更

筑後中央広域都市計画区域を次のように変更する。

- 1 都市計画区域の名称
筑後中央広域都市計画区域

- 2 都市計画区域に含まれる土地の区域
現行の筑後中央広域都市計画区域及び次の(1)に掲げる土地の区域
(1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域
福岡県久留米市城島町青木島、城島町芦塚、城島町浮島、城島町内野、城島町江上、城島町江上上、城島町江上本、城島町江島、城島町大依、城島町上青木、城島町下青木、城島町下田、城島町城島、城島町四郎丸、城島町檜津、城島町西青木、城島町浜、城島町原中牟田及び城島町六町原の全部
(2) 都市計画から除外される土地の区域
なし

- 3 変更の理由
別紙のとおり

変更の理由

【都市計画区域拡大理由】

城島地区（旧三潞郡城島町の区域をいう。以下同じ。）は、久留米市西部に位置し、北側は筑後川を挟み佐賀県と南側は大川市及び大木町と接する地域である。平成20年3月に自然公園の特別地域、保安林区域等を除く旧城島町全域に準都市計画区域を指定し、一定規模以上の開発を抑制し、土地利用の整序と環境の保全を行っている。しかしながら、城島総合支所が位置する市街地においては、人口減少及び少子高齢化の進行が顕著であり、また、市街地近郊では、ミニ開発の進行により、虫食いの的に宅地、農地等が混在するなど市街地における活力の低下が懸念されている。

そこで、久留米市は、平成24年に市全域を対象として久留米市都市計画マスタープランを策定し、その中で市中心部を「中心拠点」、城島地区を含む周辺の7か所を「地域生活拠点」と位置付け、それぞれの拠点性を高めるとともに、各拠点間の連携を強化する「コンパクトな拠点市街地の形成と拠点をネットワークする都市構造」を都市づくりの目標としている。

この都市づくりの目標を実現していくため、今回、城島地区を対象として都市計画区域の拡大を行うこととする。

なお、久留米市としては、合併に伴い、市全域で一体性のある都市づくりを進める方針であるので、今回の都市計画区域の設定により、地域の特性に応じた地域づくりを行うこととしている。

【統合理由】

福岡県では、平成27年10月に策定した「福岡県都市計画基本方針」に基づき、都市計画区域において生活圏の広がりに対応した一体的な区域設定による新たな枠組みづくりを行うこととしている。城島地区については、筑後広域都市圏において、地理的一体性及び生活圏のつながりから、今回、筑後中央広域都市計画区域に統合することとする。

また、筑後中央広域都市計画区域は非線引き都市計画区域であり、城島地区についても区域区分は定めないので、同じ土地利用コントロールを有する。

筑後中央広域都市計画区域における具体の地理的一体性及び生活圏のつながりは、次のとおりである。

旧三潞都市計画区域及び旧大川都市計画区域を含む筑後中央広域都市計画区域及び城島地区は、筑後川の下流域の筑紫平野西部に位置しており、地形等の自然的条件から、本来の行政区域界に関係なく、連続した一体的な土地利用が図られている。

城島地区は、久留米市との合併以前は、柳川市の一部、筑後市の一部及び大川市全域を含んでいた三潞郡の郡域であり、歴史的にも、これらと行政区画としての一体性を有している。

また、医療圏や学区が同一であり、広域な農地を有する本区域内にあって同一の農業協同組合単位であるなど社会的条件においても一体性が見られる。

国道385号や県道47号主要地方道久留米城島大川線、県道701号城島三潞線などの道路やそれらを基軸とするバス路線で隣接する三潞や大川と結ばれ、交通配置の状況においても一体性が見られる。

以上のことから、筑後中央広域都市計画区域と一体の都市活動が営まれている城島地区を今回、筑後中央広域都市計画区域に編入することとする。

第3798号議案

29都第2097号
福岡県都市計画審議会 殿

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の事項について付議します。

筑後都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について

平成29年11月2日

福岡県知事 小川 洋

筑後都市圏

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(案)

久留米小郡都市計画区域

大牟田都市計画区域

北野大刀洗都市計画区域

筑後中央広域都市計画区域

田主丸都市計画区域

平成 年 月 日告示

福岡県

【目 次】

はじめに.....	1
1. 圏域の現状と課題.....	4
(1) 筑後都市圏の現状	4
(2) 筑後都市圏の課題	5
2. 都市計画の目標	8
(1) 都市づくりの基本理念	8
(2) 都市づくりの目標	11
(3) 基本的事項	11
3. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針.....	14
(1) 区域区分の有無	14
(2) 区域区分の方針	15
4. 主要な都市計画の決定等の方針	16
(1) 都市構造の形成方針.....	16
(2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針.....	21
(3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針.....	28
(4) 市街地開発事業に関する都市計画の決定の方針.....	34
(5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針.....	36
(6) 防災に関する都市計画の決定の方針	39
(7) 景観に関する都市計画の決定の方針	40
(8) 環境都市づくりに関する都市計画の決定の方針.....	41
参考附図 1 主要な都市計画の決定の方針図	
参考附図 2 都市構造の形成方針図	
参考附図 3 都市構造の形成方針図（広域拠点・拠点の個別詳細図）	
参考附図 4 都市構造の形成方針図（公共交通軸の個別詳細図）	

はじめに

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下、「都市計画区域マスタープラン」という。）は、都市計画区域を対象とした長期的な都市づくりの方向性を示すものです。

福岡県では、都市の拡散や都市政策課題の広域化など都市計画区域を越えた広域的な課題の増加を背景に、各都市計画区域マスタープランの上位計画として、「福岡県都市計画基本方針（平成27年10月）」を策定することにより、県内の各都市における市街地の機能分担、連携のあり方、広域に効果がおよぶ道路などの都市基盤の計画等長期的な視点に立った都市の将来像を都市計画区域外を含む県全域で示したところです。

本都市計画区域マスタープランは、この「福岡県都市計画基本方針」に即し、広域的な視点から筑後都市圏域の都市計画に関する基本的な方向性と主要な都市計画の決定の方針を示しています。

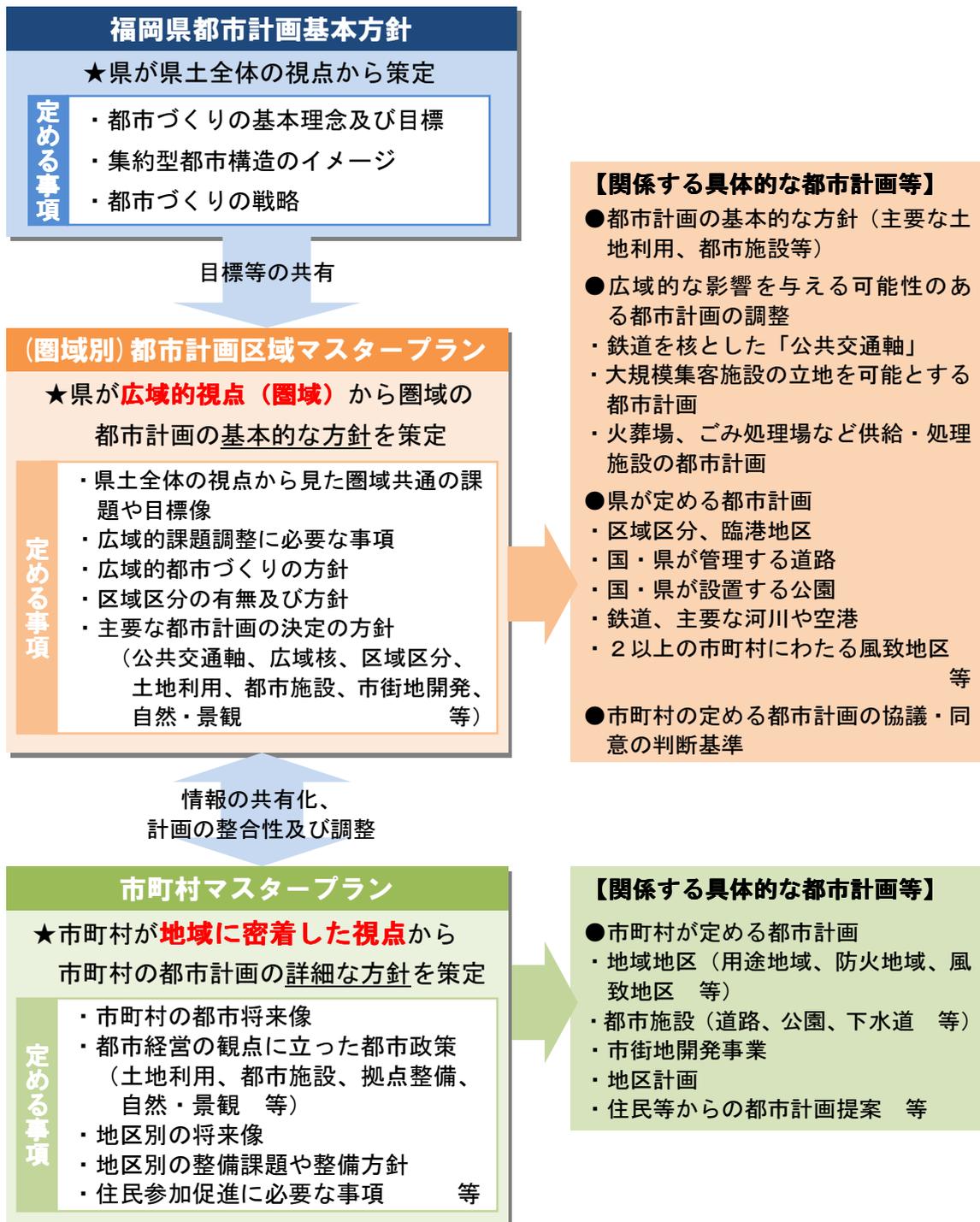
これに対し、住民に身近な市街地環境に関するような市町村内において概ね完結する地域に密着した都市計画の詳細な方針等に関しては、市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）において、本都市計画区域マスタープランの内容を踏まえつつ、これに即して市町村ごとに定めることとなります。

また、筑後平野周辺には5つの都市計画区域（以下「本5区域」という。）があり、線引き都市計画区域である久留米小郡都市計画区域及び大牟田都市計画区域とその周辺の北野大刀洗都市計画区域、筑後中央広域都市計画区域及び田主丸都市計画区域の3つの非線引き都市計画区域で構成しています。

本5区域は、自然的条件として、地形的にまとまりのある筑後平野周辺に収まっています。また、近年の転入・転出等の人口移動及び通勤・通学、買物等の日常生活圏は、本5区域全体にわたり広域化しています。

このような状況を踏まえ、都市としての一体性を広域的な観点において総合的に判断すると、本5区域は一体の都市圏として整備、開発及び保全する必要があると考えます。

そのため、本5区域を都市圏を形成していく圏域として捉え、複数の都市計画区域で一体の都市計画区域マスタープランを策定することとしました。



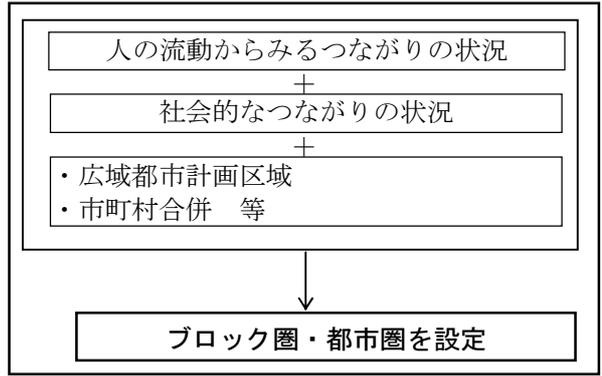
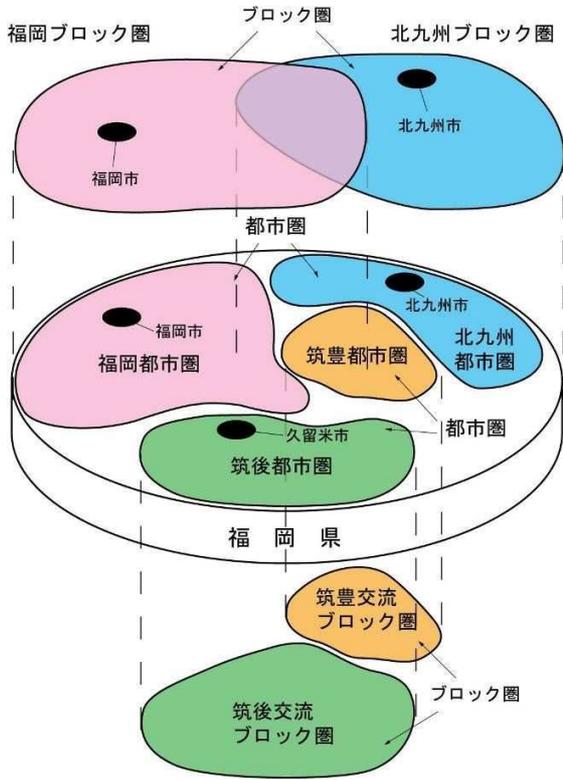
▲「都市計画区域マスタープラン」と「市町村マスタープラン」の役割分担イメージ

参考：圏域レベルでの一体的な都市計画の必要性

交通基盤整備やモータリゼーションの進展により、県民の通勤などの生活行動が広域化しています。これに伴い、生活圏としてまとまりのある地域は、都市計画区域より広いものとなっており、広域的見地からの枠組みが求められています。

また、高次の中核機能を持つ都市を中心とした交流の圏域は、境界が明確なものではなく、人の流動や社会的なつながりの一部が重複するようなかたちのものとなっています。

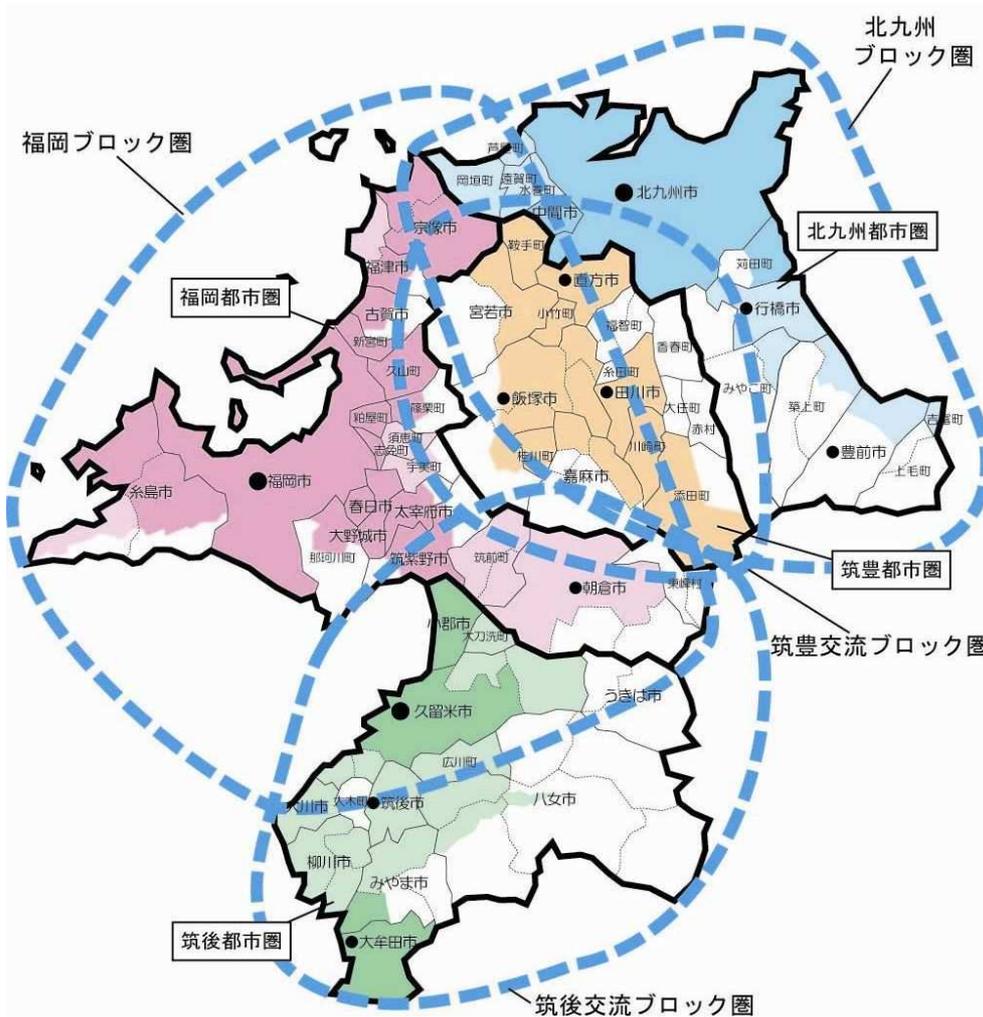
したがって、本県の圏域構造の実態を把握し効果的な都市計画を進めていくためには、福岡県全体を広域的・重層的に捉えた圏域レベルで都市計画を推進していくことが必要です。



(基本的な圏域の捉え方)

ブロック圏	広域的・重層的な交流の圏域
都市圏	ブロック圏を基本としつつ、都市計画の運用を念頭に置き、境界部を明確化させた圏域

▲圏域構造の捉え方



	線引き 都市計画区域	非線引き 都市計画区域
福岡		
北九州		
筑豊		
筑後		

ブロック圏
 都市圏
 コアとなる都市

▲4圏域の構造

1. 圏域の現状と課題

(1) 筑後都市圏の現状

1) 人口

筑後都市圏は、就業機会の不足などによる長期の人口流出、高齢社会の進展など厳しい状況にあります。

国立社会保障・人口問題研究所の市区町村別将来人口推計（平成24年1月）によると、本計画の目標年次である平成42年の筑後都市圏の人口は、約71万人で、現在より約14%の減少が予想されています。（※現在の筑後都市圏人口 約83万人[平成22年国勢調査]）

2) 地域特性

本圏域は、面積約1,294km²、県の南部に位置し、有明海を隔て長崎県に臨んでいます。

また、西は筑後川を隔てて佐賀県、東は大分県、南は熊本県に接し、複数の県に跨る交通の要衝となっています。

地形は、筑後川、矢部川の沖積平野である筑後平野を中心に、西に有明海、南は耳納連山、東は古処山地、北は脊振山地が平野を取り囲むように配されています。

圏域の山々はなだらかで、多くが1,000m以下の高さであり、山々から流れ出る水は、筑後川、矢部川など大小の河川から有明海に注いでいます。

本圏域は、県南部の中核都市としての役割を担う県下第三の都市久留米市を中核とした圏域です。

交通網は、九州自動車道をはじめ、国道3号、209号、210号、264号、322号などの道路網や、九州新幹線、JR鹿児島本線、JR久大本線、西鉄天神大牟田線、西鉄甘木線の鉄道網が放射状に伸びており、交通の要衝を形成しています。

3) 広域的位置づけ

本圏域は、久留米市、大牟田市を中心に小郡市、大刀洗町、うきは市、八女市、広川町、筑後市、柳川市、大川市、みやま市、大木町と日常生活圏を構成しており、広域的には福岡の影響も受け、朝倉とネットワークを形成しています。

広域的な取組みとして、個性豊かな都市がそれぞれの機能を連携・補完しあうネットワーク型の広域都市として発展するために、筑後ネットワーク田園都市圏構想を推進しています。

この広域的な都市ネットワークを基に、本圏域を筑後地域の地域色を活かした文化と産業を育む田園都市圏として位置づけます。さらに、県際交流圏の視点から、隣接する佐賀県、熊本県、大分県との県境を越えた連携を図る区域として位置づけられます。

また、筑後川・矢部川を軸に、耳納山地・脊振山地・古処山地等に囲まれており、これらとつながりを持った豊かな自然環境を保全・創造する区域と位置づけられます。

(2) 筑後都市圏の課題

1) 県に共通する課題

○広域化する生活圏への対応

広域交通体系やモータリゼーションの進展により、市町村の区域を越えて生活圏が広域化しています。これら生活圏の一体性等を考慮しつつ、実態に即した都市計画区域の運用が必要となっています。

○人口減少への対応

本県の人口については、近い将来、人口減少に転じることが予測されています。

これにより、郊外部では空き家・空き地の増加による防犯性や市街地環境の悪化、公共交通や生活利便施設の撤退などが進み、生活環境が大きく悪化していくことが懸念されます。

また、現況で高齢者数が多い都市の中心部においても、身近な店舗等が急速に減少するなど、日常生活に関わる様々な問題の発生が懸念されます。

○都市化圧力への対応

市街地の縁辺部において都市化圧力の拡大によるスプロールの開発やミニ開発が生じている地域が発生しています。これらの地域の都市計画上の対応を、広域的な視点で考えなければなりません。

○交流・連携を支える都市基盤整備への対応

九州新幹線や高速自動車道などの広域交通体系の整備は進んだものの、広域の交流・連携を支える都市基盤はまだ十分とはいえません。この状況を踏まえ、地域を支える都市基盤の更なる充実が求められています。

○個性を生かした都市づくりへの対応

景観法の施行を契機として、多くの市町村が景観行政団体として景観誘導の取り組みを進めています。また、「明治日本の産業革命遺産」に関する取り組みなど、地域の個性を生かした都市づくりを進めていくことが求められています。

○少子・高齢社会への対応

高齢社会の到来に伴い、自動車から他の移動手段への移行が必要となる高齢者の増加への対応など、都市計画においても、高齢者が暮らしやすいまちづくりをさらに進めていかなければなりません。また、このようなまちづくりを進めていくことにより、高齢者をはじめ多様な世代がまちで交流し、歩くことを通じて健康増進につながるスマートウェルネスシティが形成され、医療・福祉などに対する社会的な費用を抑制していくことも可能となります。

さらに、少子化の進行は将来的な人口減少にもつながり、地域の活力へ大きく影響を与えることになるため、子育て世代にとっても暮らしやすいまちづくりを進めていかなければなりません。

○公共交通施策への対応

人口減少社会の到来を前に、公共交通沿線での人口減少や公共交通を利用できない地域への都市機能の分散が見られます。

今後は新たな事業用地の確保が困難な拠点だけではなく、公共交通沿線への都市機能の誘導を進めることにより公共交通需要の集約を図るなど、鉄軌道も含めた公共交通の維持・充実に関して都市計画としても対応していくことが求められています。

○自然環境保全、エネルギー問題への対応

県民の自然環境保全に対する意識の高まりに応え、人と自然が共生できる都市づくりが求められています。

また、地球環境問題やエネルギー制約への対応として、多様なエネルギーをこれまで以上に効率的に利用する取り組みが求められています。

○防災性の向上への対応

本県における九州北部豪雨災害や東日本大震災などにより、改めて災害への対応のあり方が問われるなか、都市計画においても安全な暮らしを確保するため、このような自然災害に強い防災都市づくりが求められています。

2) 筑後都市圏特有の課題

○都市と農山漁村の特性を活かした新たな“筑後ネットワーク田園都市圏”の形成

筑後都市圏は、豊かな自然と文化・歴史に恵まれ、多様な産業が展開し、個性ある都市が存在する魅力に満ちた地域です。

本圏域では、今後とも、都市と農山漁村の特性を活かした特色ある地域づくりを進め、県民のニーズに対応した、自然を活かした文化圏を形成することにより、地域の未来を拓く先駆的な取組として筑後ネットワーク田園都市圏の形成が必要とされています。

○九州新幹線沿線や交通・物流網の整備促進及び都市機能の高度化・拠点性強化の推進

本圏域の産業、経済の活性化に大きく寄与する九州新幹線鹿児島ルートが全線開業し、アクセス道路などの駅周辺の整備とともに、沿線地域の整備の促進が必要とされています。併せて、有明海沿岸道路や国道3号をはじめとした幹線道路、三池港など交通・物流網の整備を促進するとともに、学術研究機能、都市機能の高度化と拠点性の向上が求められています。

○美しくゆとりがある安全・安心な地域づくりの推進

筑後景観憲章に基づき、矢部川流域景観テーマ協定及び筑後川流域景観テーマ協定による広域的な景観の保全・整備のルールづくりや景観モデル地区の形成を促進するとともに、筑後川水系における河川改修による治水安全度の向上や既設ダムへの導水による適切な水管理の促進、筑後広域公園の整備、有明海の環境保全・水質改善を図るなど、美しくゆとりがあり、安全・安心な地域づくりが求められています。

加えて、大牟田エコタウン「ゼロエミッション（ごみゼロ）構想」に基づく、先進的な環境調和型のまちづくりの推進が求められています。

○生産基盤整備及び定住環境の充実による農林業支援の推進

県下最大の食料供給基地として、競争力のある産地づくり、消費者が求める農産物づくりを進めるために、低コストで高品質な農産物生産を実現する新技術や省力栽培技術を導入し、意欲的で産地をリードする農業者への支援や生産基盤の整備を積極的に行う必要があります。また、県下でも有数の林業地帯である本圏域の林業振興のため、生産基盤と定住環境の一層の充実を図る必要があります。

○先端成長産業の育成・集積及び工業団地の新規開発促進

久留米アジアバイオ特区などを活用し、アジアにおけるバイオ産業拠点の形成や新たに研究開発拠点が設置される等、自動車関連産業を含む先端成長産業の育成と集積を図る必要が有ります。また、県南地域における産業用地が不足している状況を踏まえ、市町村と連携し、工業団地の新規開発を促進することが求められています。

2. 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

豊かな自然環境を保全・創造して、活力と住みやすさが共存した環境共生型の新たな都市圏構造を実現するに当たって、本圏域は、筑後川・矢部川沿川で交流・連携する日常生活圏の中心的役割を担う区域等として機能し、その役割を果たすことが求められています。

このため、筑後川・矢部川沿川をはじめとする恵まれた自然環境や、社会的、歴史的な特徴を大切に活かしながら、本圏域内すべての住民が、安全、快適、豊かで、しかも活力ある都市生活を享受しつつ、人口減少・高齢社会、国際化、情報化、地球環境に配慮した暮らしを実現し、住民の価値観の多様化、都市再生や地方分権の流れなど、様々な社会・経済の変化に対応する必要があります。今後は、これらの要請に応えるため、次の5つを本圏域の都市づくりの基本理念として定めるものとします。

1) 持続可能な、快適で魅力ある都市生活を支える集約型の都市づくり

都市部における持続可能な社会を構築する上での種々の課題に的確に対応していくために、環境負荷が少なく、多様な世代が快適で魅力ある都市生活を身近な街なかで送ることのできる「集約型の都市づくり」への転換を目指します。

そのために、中心市街地や鉄道駅周辺等で既存の集積のある地区、もしくは新たな交通結節機能整備と連動したまちづくりが計画される地区を拠点として位置づけ、土地の有効利用や魅力的な市街地空間づくりを促進し、多様な機能を備えた市街地の形成を図ります。

あわせて、拠点間を結び、集住や都市機能の集約を促進していく軸（以下「公共交通軸」という。）を新たに設定し、拠点間の交流や交通需要を創出しながら、公共交通の維持・充実を図り、多様な交通手段の確保と都市機能の相互補完を図ります。

また、市街地の緑地や農地、自然地等の保全・復元・創出を図ることにより、市街地と自然環境が調和・共存するメリハリのある土地利用の形成を図ります。

2) 誇りがもてる美しい都市づくり

都市づくりの視点を、これまでの量の充足、効率性の追求から質の充足、美の追求に転換し、世代を受け継ぎながら、歴史の中で熟成されていく、誇りがもてる美しい都市づくりを進めます。

そのため、美しい水と緑を生活空間に取りこみ、季節感あふれる彩り豊かで潤いのある都市づくりを進めます。また、すべての住民が安全に安心して生活できる土台をしっかりと築きあげるとともに、暮らす人たちや、訪れる人たちが美しいと感じる街並みの形成を図ります。

3) 地力のある都市づくり

活力ある持続的発展の源泉となる「地力」を生み出すため、既存産業の一層の高度化、多角化を進めることにより活性化を図り、創造的な活動を行う新規産業の振興を促進するなど、活力ある産業の構築を進めます。

また、多様な人と情報が集散するにぎわいのある空間づくりのため、都心部商業や地域商業など広域的に魅力ある商業の振興を図るとともに、観光などによる交流を進めます。

4) 自然の保護や都市ストックの活用により、環境にやさしいまちづくりを進める

豊かな自然環境の保全に配慮しながら、都市ストックを活用した効率的なまちづくりを進めるとともに、環境負荷をおさえた省エネルギー・省資源型のまちづくりを進めることにより、国際的にアピールできる環境都市づくりを目指します。

5) 住民が主体の参加と協働によるまちづくりを進める

住民が支えあいながら生活できるまちづくりや、住民の主体的な参加に基づくまちづくり、民間の力を活用したまちづくりを目指します。

便利で魅力ある拠点の形成

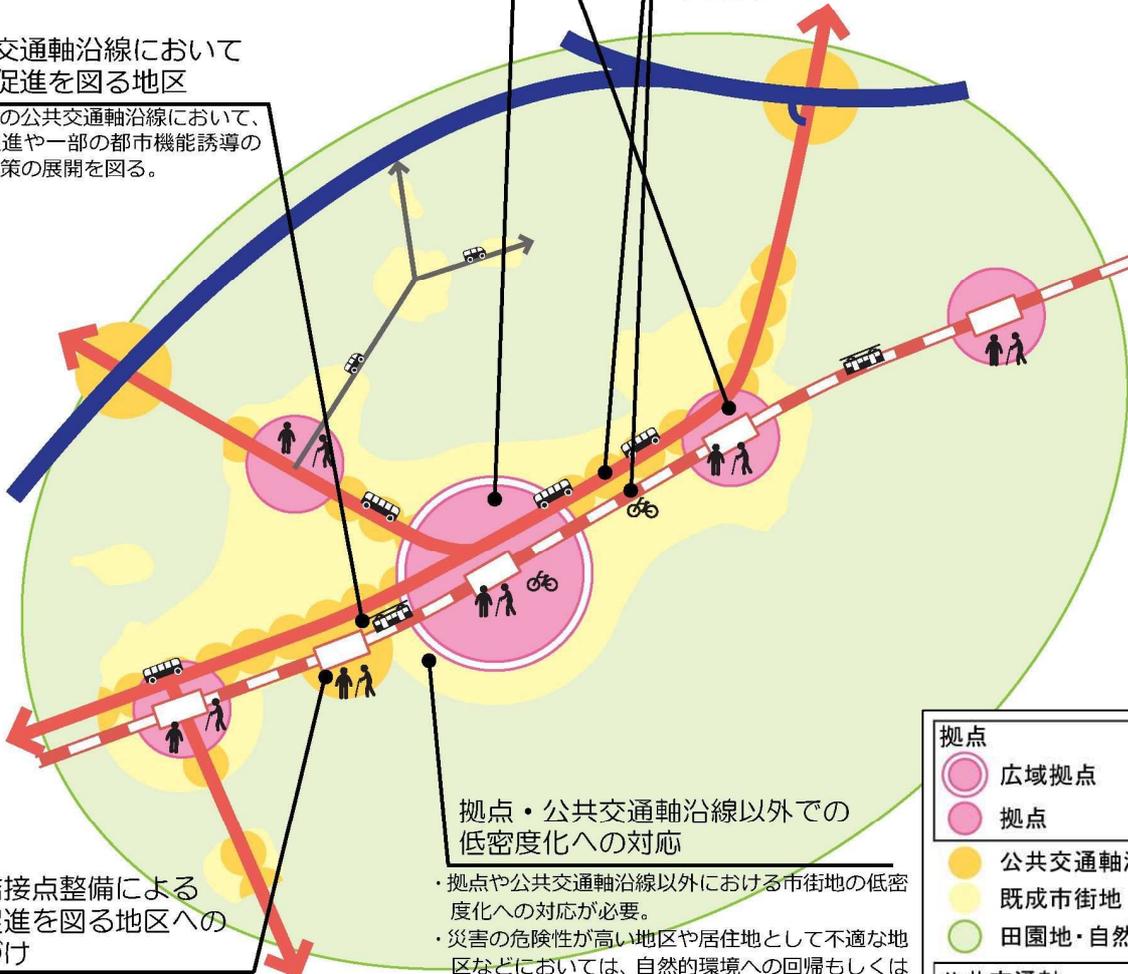
- ・都市整備を積極的に展開していく区域として、都市機能の集約を図る拠点（街なか）を明示。
- ・優遇施策の適用によるまちなか民間活力の活用などの柔軟な施策展開により、都市機能の集約、良質な空間づくりをすすめ、便利で魅力ある街なかを形成。

公共交通軸沿線において集住促進を図る地区

- ・拠点以外の公共交通軸沿線において、集住の促進や一部の都市機能誘導のための施策の展開を図る。

生活の質を高める公共交通軸の設定

- ・便利で質の高い日常生活が可能となる公共交通軸を設定。
- ・公共交通軸沿線において居住や都市機能の集約を進め、拠点間の交流や交通需要を創出しながら公共交通の維持・充実を図り、多様な交通手段が確保された都市づくりを展開。
- ・拠点や都市間での都市機能の相互補完により、財政制約下においても効率的な行政サービスの提供が可能な都市づくりを展開。



交通結节点整備による集住促進を図る地区への位置づけ

- ・新駅の設置など、新しい交通結节点整備が行われた場合にも集住促進を図る地区として位置づける。

拠点・公共交通軸沿線以外での低密度化への対応

- ・拠点や公共交通軸沿線以外における市街地の低密度化への対応が必要。
- ・災害の危険性が高い地区や居住地として不適な地区などにおいては、自然的環境への回帰もしくは公園など多面的な活用を図る。
- ・住宅団地においては居住環境等の再構築などを行いながら、質の向上を図る。

拠点	
	広域拠点
	拠点
	公共交通軸沿線
	既成市街地
	田園地・自然地
公共交通軸	
	鉄道
	バス
	生活支援路線
	高速道路

▲集約型の都市づくりのイメージ

(2) 都市づくりの目標

「地域色を生かした文化と産業を育む田園都市圏※の形成をめざす筑後都市圏」

筑後都市圏は全体が多様で豊かな自然を内包する広大な「公園」であり、「公園」の中に分散的に都市や集落が立地する「ネットワーク田園都市圏※」として捉えられます。「公園」の景観を保全・再生しながら、その中にコンパクトで持続可能な都市を再生し、都市をつなぐネットワークを構築することで、相互に補完して機能を高める自立都市圏※としての「ネットワーク田園都市圏」の形成を目指します。

また、新たなニーズに対応した伝統工芸などの地場産業の振興や、観光や農産品など多様な地域の資源を生かした産業の展開などを通じて、各地域の価値を高め、個性あるまちづくりを推進していきます。

当圏域においては、3つの鉄道軸により南北方向は高い公共交通サービスが形成されるものの、東西方面においては公共交通サービスの低下も懸念されることから、サービスの維持・充実に努めながら、各地域コア※の交流強化を進めていきます。

※田園都市圏：「筑後ネットワーク田園都市圏構想」において定義された筑後都市圏のイメージであり、多くの自然・田園地帯に個性的な都市が分散立地した都市圏のことを指す。

※ネットワーク田園都市圏：田園都市圏の都市間が交通軸や情報などでネットワークされ、連携が図られた都市圏像のこと。

※自立都市圏：経済や社会、文化的に自立した都市圏のこと。

※地域コア：県全域を見据えた圏域構造において、福岡市・北九州市の都心部と連携する周辺都市を指す。

(3) 基本的事項

1) 目標年次

本計画は、おおむね20年後の都市の姿を展望するものとし、目標年次を平成42年とします。(但し、区域区分は10年後、都市施設及び市街地開発事業については、おおむね10年以内を想定します。)

2) 範囲

筑後都市圏を構成する5つの都市計画区域における名称及び範囲は、以下の通りです。

都市計画区域	範囲
久留米小郡都市計画区域	久留米市の一部、小郡市
大牟田都市計画区域	大牟田市、みやま市の一部
北野大刀洗都市計画区域	久留米市の一部、大刀洗町
筑後中央広域都市計画区域	久留米市の一部、八女市の一部、筑後市、柳川市、大川市、みやま市の一部、広川町
田主丸都市計画区域	久留米市の一部
合計	8市2町